

# 第 10 回

## あわら市都市計画審議会

### 議 案 書

場 所 あわら市役所 3階 正庁

日 時 平成24年3月2日（金）午前10時00分～

議案一覧表

議案 番号	件 名	都市計画を 定める者	頁
1	嶺北北部都市計画用途地域の変更（案）について	あわら市	2

議案第1号

平成24年2月23日付あ建第560号

あわら市長付議

嶺北北部都市計画用途地域の変更(案)について

- 1 嶺北北部都市計画用途地域の変更(あわら市決定)

平成24年 3月2日 提出

あわら市都市計画審議会  
会長 川上洋司

嶺北北部都市計画用途地域の変更（あわら市決定）（案）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面積(ha)	建築物の 容 積 率	建築物の 建ぺい率	外壁の後退 距離の限度	建築物の敷地 面積の最低限度	建築物の 高さの限度	その他の 備考(%)
第一種低層住居専用地域	45.0	8/10以下	5/10以下	—	—	10m	9.1
第一種中高層住居専用地域	94.7	20/10以下	6/10以下	—	—	—	19.2
第一種住居地域	145.2	20/10以下	6/10以下	—	—	—	29.4
近隣商業地域	41.2	20/10以下	8/10以下	—	—	—	8.4
商業地域	81.3	40/10以下	—	—	—	—	16.5
準工業地域	26.8	20/10以下	6/10以下	—	—	—	5.4
工業地域	36.0	20/10以下	6/10以下	—	—	—	7.3
工業専用地域	23.0	20/10以下	6/10以下	—	—	—	4.7
合 計	493.2						100.0

「種類、位置及び区域は計画図のとおり」

理 由

芦原市街地は昭和40年に用途地域の決定が行われたが、当初より用途地域南側は都市計画道路金津三国線の北側を境界としていた。平成22年度、都市計画道路金津三国線は道路北側沿道の土地利用の向上及び安全で円滑な自動車交通確保を目的とし線形の変更を行った。このことにより用途地域南側境界と都市計画道路金津三国線が異なる状態であったので、両者を一致させ土地利用の向上を図るため、用途地域の変更を行う。

嶺北北部都市計画用途地域の変更（あわら市決定）（案）

新旧対照表

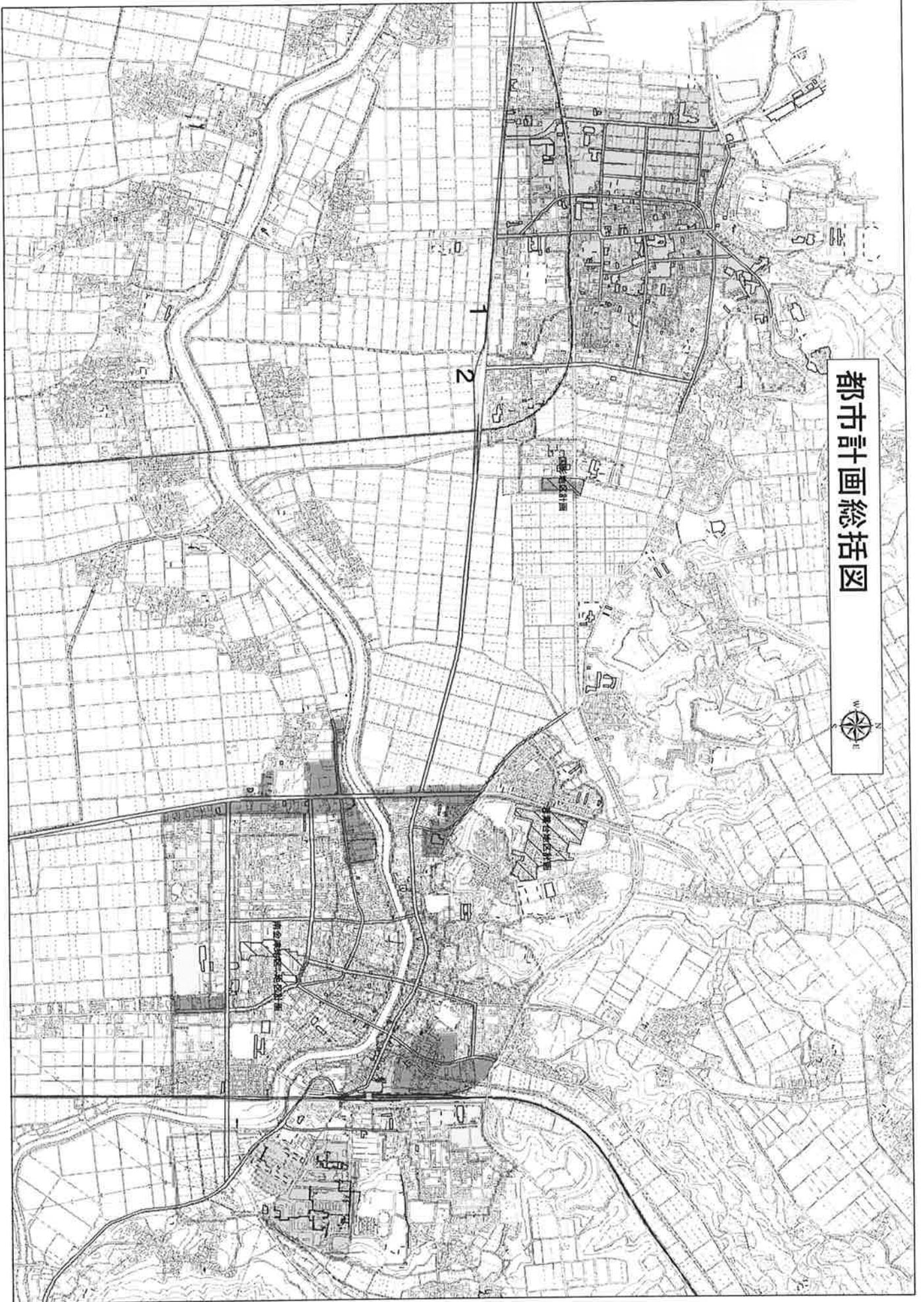
変更前：（ ）

種類	面積(ha)	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	その他の備考(%)
第一種低層住居専用地域	(〃) 45.0	(〃) 8/10以下	(〃) 5/10以下	—	—	(〃) 10m	(〃) 9.1
第一種中高層住居専用地域	(〃) 94.7	(〃) 20/10以下	(〃) 6/10以下	—	—	—	(〃) 19.2
第一種住居地域	(144.6) 145.2	(〃) 20/10以下	(〃) 6/10以下	—	—	—	(〃) 29.4
近隣商業地域	(〃) 41.2	(〃) 20/10以下	(〃) 8/10以下	—	—	—	(〃) 8.4
商業地域	(〃) 81.3	(〃) 40/10以下	—	—	—	—	(〃) 16.5
準工業地域	(〃) 26.8	(〃) 20/10以下	(〃) 6/10以下	—	—	—	(〃) 5.4
工業地域	(〃) 36.0	(〃) 20/10以下	(〃) 6/10以下	—	—	—	(〃) 7.3
工業専用地域	(〃) 23.0	(〃) 20/10以下	(〃) 6/10以下	—	—	—	(〃) 4.7
合計	(492.6) 493.2						(〃) 100.0

## 都市計画の策定の経緯の概要

嶺北北部都市計画用途地域の変更（あわら市決定）

事 項	時 期	備 考
説明会	平成23年1月16日（日） 平成23年1月17日（月） 平成23年1月25日（火） 平成23年1月26日（水） 平成23年6月16日（木）	個別説明
県知事協議	平成24年1月11日（水）	
県知事回答	平成24年1月31日（火）	
計画案の縦覧	平成24年2月7日（火）から 平成24年2月20日（月）まで	縦覧者なし
あわら市都市計画審議会	平成24年3月2日（金）	
決定告示	平成24年8月下旬	（予定）



# 計画図



- 凡例
- 第一種中高層住居専用地域
  - 第一種住居地域
  - 近隣商業地域
  - 商業地域

2 無指定 200/60 → 一種住居 200/60  
約0.7ha

1 一種住居 200/60 → 無指定 200/60  
100/60 約0.1ha

